

入札約款（建設工事・委託等）

昭和61年6月1日制 定
平成27年4月21日最終改定

（目的）

第1条 芝山町の発注に係る工事又は製造の請負、工所用材料の買入れ及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式により委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

（入札辞退）

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。（入札の取り止め等）

第5条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏な行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取り止めることができる。

2 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別の事情がない限り入札を取り止めるものとする。

（無効となる入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

（3）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合は除く。）

（4）記名押印を欠く入札

（5）金額を訂正した入札

（6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（7）明らかに談合であると認められる入札

（8）同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした入札

（9）入札手続きにおいて必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札

（10）その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

（1）最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

（2）再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

（開札）

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

（保留）

第9条 開札後、発注者が特に必要と判断したときは、落札決定を行わず入札を保留とすることができる。

(落札者の決定)

第10条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務及び工事用材料の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の最低制限価格は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 建築工事、鋼橋梁工事、隧道工事、堰堤工事、下水処理施設工事及びこれらに類する工事並びにこれらに付帯する設備工事については、予定価格の100分の85に相当する額とする。

(2) 一般土木工事、ほ装工事及びその他の工事並びに製造については、予定価格の100分の80に相当する額とする。

(同価格又は入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべく同価格の入札した者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内に価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は原則として2回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（芝山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第15号）第2条に該当する工事又は製造の請負に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、町長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、町長が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 町長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

[沿革] 昭和61年 6月 1日制定

平成11年 8月12日改正 平成11年 8月 1日施行

平成14年 4月23日改正 平成14年 5月 1日施行

平成15年11月 4日改正 平成15年11月 4日施行

平成24年 4月 1日改正 平成24年 4月 1日施行

平成25年 4月 1日改正 平成25年 4月 1日施行

平成26年 4月 1日改正 平成26年 4月 1日施行

平成27年 4月21日改正 平成27年 4月23日施行